

令和5年 第2回定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

令和5年2月27日（月）

午後3時10分～午後4時10分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和5年 第2回定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和5年2月27日（月） 午後3時10分～午後4時10分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆  
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二  
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔  
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 14番 迎 広子 委員 2番 松本 充司 委員

第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定に基づく農地転用許可不要案件について

第4 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく  
令和4年度第7回農用地利用配分計画（案）について

第5 議案第4号 利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（笛吹地区）

議案第5号 利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（浜津地区）

議案第6号 利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（柳地区）

第6 議案第7号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について

第7 その他

・次回農地・非農地判断（前方地区）について

・次回総会の日程について

・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第3号 川久保 委員

## 8. 会議の概要

北村局長： みなさん、こんにちは。  
定刻となりましたので、ただいまより、令和5年第2回の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。  
議事に入ります前に、委員の皆さまにお願いがございます。議事録の作成ために録音しておりますので、会議中どなたかが発言している際には、極力お静かにお願いいたします。  
本日は全員出席ですので、総会は成立しております。  
それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさん、こんにちは。  
久しぶりにいい天気になりました。また、先ほどは現場確認お疲れさまでした。  
それでは早速、議題に入りたいと思います。  
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。  
私に一任できますでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。  
それでは、指名いたします。14番 迎 広子 委員、2番 松本 充司 委員にお願いします。  
続きまして、日程第2 報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは報告第2号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。  
今回の合意解約の件数は3件で、田圃が3筆、畑が1筆の計4筆、合計面積7,128㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。  
解約の理由ですが、1番の農地につきましては、中間管理事業の配分計画の解約ですが、隣接する農地が遊休化してきており、管理が困難になってきたことから合意解約となっております。なお、この後の議案で、別の農家に再配分する予定となっております。  
2番と3番の農地につきましても、中間管理事業の配分計画の解約ですが、この後の議案で、1番の代替地として再配分するための合意解約となっております。  
4番の農地につきましても、中間管理事業の配分計画の解約ですが、受け手の離農による合意解約となっております。新たに受け手が見つかったことにより、この後の議案で、別の担い手農家に集約化を目的として再配分する予定となっております。  
以上で、報告第2号について説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありました。何か質問はございませんか。

(特になし)

それでは、報告第2号についてはよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 報告第3号 「農地法第4条第1項第9号の規定に基づく農地転用許可不要案件について」を議題とします。

事務局よりお願いします。

北村局長： それでは報告第3号の説明をします。農地法第4条第1項第9号(農地法施行規則第29条第1項第1号)の規定に基づく農地転用許可不要案件について、届け出がありましたので、その報告となります。

農地の所在 前方郷字木場ノ前〇〇〇番の一部、地目 畑、面積 943㎡の土地の内、今回転用する面積は21㎡です。転用者は木場の●●●●さん●●歳です。転用の目的は農業用機械および資材を保管するための倉庫です。

農地法施行規則第29条第1項第1号により、200㎡未満の農業用施設への転用については、県知事の許可は不要であり、農業委員会への届け出だけで良いことになっています。なお、農振農用地区域に該当しますが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第36条第1項第2号のニの規定により、築造面積が90㎡以下であれば手続き不要となっています。

(電子黒板で場所の説明)

以上で報告第3号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありました。何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、報告第3号についてはよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第4 議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和4年度第7回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第3号につきましては、川久保委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈川久保委員 退席〉

それでは議案第3号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和4年度第7回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今回の第7回配分計画は、再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。別添の様式第5-2号をご覧くださいと、今回の配分計画は筆数総計4筆7,128㎡となっており、1番から4番すべての農地につきまして、先ほどの報告第2号にありました合意解約により、別の農家に集約化を目的として再配分することになります。

配分計画の始期は令和5年4月10日からですが、再配分ですので終期は当初の集積計画の終期となり、

1番が令和9年10月9日までの5年間

2番と3番が令和12年7月9日までの7年間

4番が令和10年12月9日までの5年間

となっております。詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第3号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

<退席委員 入室>

続きまして、日程第5 議案第4号「利用状況調査に係る農地・非農地の判断について

て（笛吹地区）」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第4号の説明をします。利用状況調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

前回の総会で事前に地図で確認していただき、先ほど現場確認をしていただいた、笛吹郷一円の9筆、総面積 5,549 m<sup>2</sup>の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目の対象地リストのとおりとなります。現況も見えていただいた通りですし、議案に記載しています【農地・非農地の判断基準】に基づいて判断していただければと思います。

（小字ごとに電子黒板で確認）

以上で議案第4号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

（特になし）

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、議案第5号「利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（浜津地区）」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第5号の説明をします。利用状況調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今度は、先ほど現場確認をしていただいた、浜津郷一円の2筆、総面積 1,173 m<sup>2</sup>の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見えていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

（小字ごとに電子黒板で確認）

以上で議案第5号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、議案第6号「利用状況調査に係る農地・非農地の判断について(柳地区)」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第6号の説明をします。利用状況調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今回は、先ほど現場確認をしていただいた、柳郷一円の42筆、総面積26,297㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見ていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認)

以上で議案第6号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第6 議案第7号「小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第7号の説明をします。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、小値賀町長より小値賀町農業振興地域整備計画の変更について

意見を求められておりますので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先ほど最後に現場を見てきた前方郷の畑です。

1 から 3 番までの 3 筆ありまして、1 番の農地の所在は前方郷字赤浜△△△番 地目が畑 面積が 483 m<sup>2</sup>、2 番 同じく赤浜□□□番の畑 2,397 m<sup>2</sup>、3 番 同じく赤浜◇◇◇番の畑 113 m<sup>2</sup>となっており、申請人は相津の▲▲▲▲さん、所有者は笛吹郷の■ ■ ■ ■さんです。当該農地につきましては、用途区分を畑から農業用施設用地へ変更するもので、申請理由としましては、申請人の農業経営規模拡大のため、新たに牛舎を建築する計画となっています。

農振地域の用途区分変更は、任期中で初めての案件になるかと思いますが、以前、除外申請の際に勉強していただいたとおり、農業振興地域制度は、限られた国土を合理的に利用とする観点に立って、農業の振興を図るべき地域を定め、そこにおける土地の有効利用と農業近代化のための諸施策を総合的かつ計画的に推進しようということをおねらいとされています。市町村で農業振興地域整備計画を定めますが、この計画の中の一つに農用地区域といわれる農用地等として利用すべき土地の区域と、農用地利用計画といわれる、その区域内の土地の農業上の用途区分が定められています。

今回の農用地利用計画の用途区分変更については、軽微な変更に該当し、町から県へは報告事項となっていますので、町の公告が済み次第、次回の総会で転用申請を審議することになるのですが、資金計画の兼ね合いから、4月の総会で上程する予定になっております。

以上で議案第7号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。  
続きまして、日程第6 その他について を議題とします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： 【農地・非農地判断計画について】  
前方地区地図事前確認  
① 基本的に農地パトロールの結果を使用  
② 航空写真等を参考に精査して非農地判断対象農地を追加および削除  
③ 以下を判断対象から除外



- ・ 農業者年金経営移譲対象農地
- ・ 贈与税・不動産取得税納税猶予対象農地
- ・ 畑総圃場整備済農地
- ・ 中山間・多面的対象農用地
- ・ 中間管理事業集積農地

【全国農業図書目録の配布について】

【委員改選実施要領について】

各委員経由で各地区に要領と様式を配布  
前回のコピーを参考に必要事項を記入

※ 農業委員：農協推薦

推進委員：各地域の代表者が連名で推薦

事務局からは以上です。

松山会長： 皆さまから、なにかありませんか。

(特になし)

無いようでしたら次回総会の日程を決めたいと思います。3月29日(水)はいかが  
でしょうか。

全員： はい。

松山会長： ほかに、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、これで総会を終わります。  
ありがとうございました。